

平成 29 年 9 月 29 日

総務省群馬行政評価事務所

行政評価事務所は行政監視行政相談センターに組織再編します

※センターへの組織再編に伴う所在地や連絡先の変更はありません

総務省行政評価局では、業務を効率的・効果的に進めていくため、平成29年10月1日から全国に所在する「行政評価事務所」を「行政監視行政相談センター」に組織再編します（一部を除く）。

関東管区行政評価局管内は、茨城・栃木・群馬・千葉・山梨・長野行政評価事務所が、「行政監視行政相談センター」となります（東京・神奈川・新潟は従来どおり「行政評価事務所」のままです）。

これまで行政評価事務所が行ってきた、行政相談や行政相談委員のサポート活動や地域で起こっている様々な行政上の問題等の情報収集活動は引き続き行っていきます。

【行政相談委員とは？】

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人、関東管区行政評価局内には1,370人（各市（区）町村に1人以上）が配置され、国民の身近な相談相手として、行政に関する苦情や要望などの相談を受け付けています。



0570-090110

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん
(苦情110番)



(本件照会先)

総務省 群馬行政評価事務所

総務室

電話：(027) 221-1648

担当：五十嵐

なぜ、このタイミングで組織の見直しが必要なのですか？

- 行政課題に応じた現場での行政実態の把握と、地域の住民の皆様の苦情等の解決を担う行政評価局の地方組織について、より効率的・効果的な業務を展開していくため、組織の再編を行うものです。
- 限られた人数で業務を効率的・効果的に進めていくために、国においても、業務改革が求められています。行政評価局においても、各事務所の調査業務の要員を管区（支）局に集約し、機動的な調査が可能となる体制を作ることとし今回の組織の見直しを行ったものです。
- 今後とも、行政評価局が本省・地方を通じて、国民・社会・地域にとって「役に立つ」組織であるために、行政評価局調査や行政相談を、一層充実・強化してまいります。

なぜ、事務所を「行政監視行政相談センター」に組織再編するのですか？

- 今回の組織再編を契機に、「行政情報の収集・分析」（行政課題に応じた現場での行政実態を把握する活動）と「行政相談」（地域の住民の皆様の苦情等の受付及び解決につなげる活動）という2つの機能を通じて、現地における行政改善を推進する現地拠点であることを明確にするため、施設名としては当面「行政監視行政相談センター」の名称を使用します。
- なお、行政相談制度の認知度を高め、行政相談を国民にとって親しみやすいものとするため、行政相談窓口の「愛称」を検討しています。今後は「愛称」を活用した広報活動を展開してまいります。

なぜ、従来のままの事務所とセンターになる事務所があるのですか？

- 調査の対象となる機関（国のブロック機関、政令指定都市、民間企業等）が多い都道府県では年間を通じて行政評価局調査が行われると見込まれます。
このため、これらの都道府県に所在する事務所（全国7か所、関東管区管内は東京、神奈川、新潟の3か所）は、管区局に調査部門を集約化するよりも、引き続き、事務所に調査部門を置いた方が効率的であると判断し、従来のまま行政評価事務所として残すことにしました。

○関東管区管内の行政相談受付窓口一覧

名称	住所	電話番号	FAX番号
関東管区行政評価局	330-9717 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048(601)1100	048(600)2336
茨城行政監視行政相談センター	310-0061 水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎	029(253)1100	029(221)3349
栃木行政監視行政相談センター	320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎	028(633)1100	028(637)4809
群馬行政監視行政相談センター	371-0026 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(221)1100	027(221)1649
千葉行政監視行政相談センター	260-0024 千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043(244)1100	043(246)9829
山梨行政監視行政相談センター	400-0031 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055(252)1100	055(251)9223
長野行政監視行政相談センター	380-0846 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026(235)1100	026(232)4529
東京行政評価事務所	169-0073 新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎	03(3363)1100	03(5331)1761
神奈川行政評価事務所	231-0023 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045(681)1100	045(664)9316
新潟行政評価事務所	950-8628 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	025(282)1100	025(282)1124

地方組織の見直し

地方組織の見直し(現在と再編後)

【現在】

管区行政評価局・支局
(8か所)

(北海道、東北、
関東、中部、
近畿、中国四国、
四国(支局)、
九州)

調査

情報収集

行政相談

※ この他、北海道
管区局には3分室
(函館・旭川・釧
路)を設置

行政評価事務所
(39か所)

(管区局・支局の所在地を除く全ての都府県に設置)

調査

情報収集

行政相談

【再編後】

管区行政評価局・支局
(8か所)

(北海道、東北、
関東、中部、
近畿、中国四国、
四国(支局)、
九州)

調査

情報収集

行政相談

(現地拠点)
行政監視行政相談センター
(35か所)

情報収集

行政相談

現地拠点の業務は情報収集と行政
相談に特化

行政評価事務所
(7か所)

※東京、神奈川、
新潟、石川、兵庫、
熊本、沖縄

(年間を通じて調査の動員が想定される都県に限定設置)

調査

情報収集

行政相談

調査業務を
管区局等に集約

※ 行政評価局本省においても、ポストを新設し、行政評価局調査機能及び行政相談機能を強化